

令和7年度 第1回熱海市国民健康保険  
運営協議会 会議録

市民生活部市民生活課

\*会議日程

日時 令和7年8月20日(水) 午後3時30分より

場所 熱海市役所 第3庁舎 第1・2・3会議室

(審議事項)

1. 熱海市国民健康保険運営協議会 会長及び会長代理選出について

(議題事項)

1. 国民健康保険制度の概要について

\*会議に付した事件

会議日程の審議事項及び議題事項と同一

\*出席委員等

(被保険者代表委員)

寺島香世 榎本清美 小林優夢 齊藤弥生 (欠席委員 なし)

(保険医・薬剤師代表委員)

渡辺英二 陶山秀夫 佐野佳朗 宇居宏樹 (欠席委員 なし)

(公益代表委員)

加藤正春 黒川宣夫 杉山 勝 (欠席委員 坂本信夫)

(被用者保険代表委員)

松岡利行 (欠席委員 なし)

(行 政)

齊藤熱海市長 三枝市民生活部長

荒田市民生活課長 小原税務課長

芹澤課税室長 川口納税室長 鹿田健康づくり室長

下田保険年金室長 小川保険年金室主幹

事務局(森野職員、小川雄大職員、磯部職員)

## ○国保主幹

本日は、大変ご多忙の中、お集まりいただきありがとうございます。

定刻となりましたので、令和7年度 第1回熱海市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

会議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

始めに、本日の次第、席次表、協議会委員名簿、所管職員名簿、協議会規則、熱海市国民健康保険運営協議会資料、冊子の国民健康保険必携でございます。

よろしゅうございますでしょうか。

## ○国保主幹

それではこれより、令和7年6月30日で前任者の任期が満了したことに伴い、各関係団体様より新たにご推薦をいただきました方々に、熱海市長から委嘱状の交付をさせていただきます。

お名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、自席でお立ちになって、委嘱状をお受け取りくださいますようお願い申し上げます。

## ○市長

委嘱状 渡辺英二 様。熱海市国民健康保険運営協議会委員を委嘱します。

熱海市長 齊藤 栄

### 【以下、各委員へ市長から委嘱状を交付】

委嘱状 陶山秀夫 様 以下同文です。よろしくお願いいたします。

委嘱状 佐野佳朗 様 以下同文です。よろしくお願いいたします。

委嘱状 宇居宏樹 様 以下同文です。よろしくお願いいたします。

委嘱状 寺島香世 様 以下同文です。よろしくお願いいたします。

委嘱状 榎本清美 様 以下同文です。よろしくお願いいたします。

委嘱状 加藤正春 様 以下同文です。よろしくお願いいたします。

委嘱状 黒川宣夫 様 以下同文です。よろしくお願いいたします。

委嘱状 杉山 勝 様 以下同文です。よろしくお願いいたします。

委嘱状 松岡利行 様 以下同文です。よろしくお願いいたします。

委嘱状 小林優夢 様 以下同文です。よろしくお願いいたします。

委嘱状 齊藤弥生 様 以下同文です。よろしくお願いいたします。

## ○国保主幹

齊藤市長ありがとうございました。なお坂本委員におかれましては、所用のため本日は欠席で  
ございます。ご了承ください。皆様ありがとうございました。

それでは市長からご挨拶を申し上げます。齊藤市長、よろしくお願い申し上げます。

## ○市長

皆さんこんにちは。本日は大変お忙しいそして猛暑の中ですね、熱海市国民健康保険運営協議  
会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また日頃から様々なお立場から、国保事業の運営にご理解とご協力をいただいておりますことを  
改めてお礼を申し上げます。

ただいま委員の皆様にご挨拶をさせていただきましたが、令和10年6月30日までの任期  
の間、国保事業の重要事項についてご審議をいただくことになります。

再任の委員におかれましては、引き続き、お力添えをいただくとともに、新任の委員  
におかれましては、率直なご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

さて国民健康保険制度は、平成30年度に都道府県単位化が確立し、静岡県が財政運営の責任  
主体となりました。

県内各市町では国保資格管理や、保険給付、保険税率の決定、賦課徴収をする業務や特定健診な  
どの保健事業を実施するなど、共同保険者として運営を行うこととなっております。

当運営協議会は、被保険者代表、保険医保険薬剤師代表、公益代表、被用者保険代表と様々な  
お立場の委員で構成され、本市の実情に応じた国保事業が運営されるよう、意見交換や審議を行  
う場として重要な役割を担っております。

本日の会議では、国保事業の概要や今後の動向等について、事務局から説明をさせていただきます  
ので、委員の皆様による活発な議論をいただきますようお願い申し上げます、私からのご挨拶と  
させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

## ○国保主幹

齊藤市長ありがとうございました。

次に、本年度最初の運営協議会でございます。委員の皆様方に自己紹介をお願いできればと存  
じます。

保険医代表の渡辺先生から順に、榎本委員までマイクをお回しいただき、ご挨拶をお願い  
できればと存じます。

終わりましたら加藤委員から齊藤委員の順で、引き続きご挨拶をお願いしたいと存じます。

よろしくお願い申し上げます。

### ○渡辺委員

熱海市医師会で会長をしております。仕事はこのすぐ近くの多田医院というところで開業医をしております。よろしくお願いいたします。

### ○陶山委員

熱海市医師会の理事をやっています陶山です。すぐ上の所で眼科医をしております。よろしくお願いいたします。

### ○佐野委員

熱海で、今年で45年目。歯科医の方を主にやっております。よろしくお願い致します。

### ○宇居委員

伊東熱海薬剤師会理事をやっております宇居と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

### ○寺島委員

民生委員児童委員をやっております寺島です。よろしくお願いいたします。

### ○榎本委員

お世話になっております。芸妓組合の榎本です。どうぞよろしくお願いいたします。

### ○加藤委員

熱海市町内会長連合会で副会長を務めさせていただいています。加藤でございます。本来2人今まで出ていたのですけれども、今度は町内会連合会から1人ということで、私がさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

### ○黒川委員

皆さんこんにちは。熱海市社会福祉協議会の黒川と申します。よろしくお願いいたします。

### ○杉山委員

熱海商工会議所の杉山と申します。よろしくお願いいたします。

### ○松岡委員

被用者保険代表のエム・オー・エー健康保険組合の松岡と申します。よろしくどうぞお願いいたします。

### ○小林委員

まず遅参してしまったことをお詫び申し上げます。熱海青年会議所から出向させていただいています小林優夢と申します。仕事は熱海駅前で鍼灸マッサージをやっております。よろしくお願い致します。以上です。

## ○齊藤委員

はい。齊藤弥生と申します。熱海市の健康づくり推進員に今年から所属させていただいております。よろしく申し上げます。

## ○国保主幹

委員の皆様、まことにありがとうございました。次に、国民健康保険事業に携わります、職員を紹介させていただきます。

最初に市民生活部長、三枝壮一郎でございます。

## ○市民生活部長

三枝です。どうぞよろしくお願ひいたします。

## ○国保主幹

続きまして、国民健康保険事業の主管課であり、資格及び給付に関する事務を主に所管いたします。市民生活課長、荒田一也でございます。

## ○市民生活課長

荒田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

## ○国保主幹

市民生活課保険年金室長、下田貴樹でございます。

## ○保険年金室長

下田です。よろしくお願ひいたします。

## ○国保主幹

続きまして、保険税の賦課及び徴収に関する事務を所管いたします。税務課長、小原 健でございます。

## ○税務課長

小原です。よろしくお願ひいたします。

## ○国保主幹

税務課課税室長、芹澤元一でございます。

## ○課税室長

芹澤です。よろしくお願ひいたします。

## ○国保主幹

税務課納税室長、川口浩二でございます。

## ○納税室長

川口です。よろしくお願いいたします。

## ○国保主幹

続きまして、保健事業のうち、特定健康診査及び特定保健指導に関する事務を所管いたします健康づくり課長、佐藤真由美でございます。なお佐藤は本日所用にて欠席でございます。ご了承ください。

健康づくり課健康づくり室長、鹿田しげみでございます。

## ○健康づくり室長

鹿田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

## ○国保主幹

最後に私、司会を務めさせていただいております、市民生活課保険年金室主幹の小川朋宏でございます。委員の皆様よろしくお願いいたします。

## ○職員一同

よろしくお願いいたします。

## ○国保主幹

それでは、まず熱海市国民健康保険運営協議会規則第5条の定足数についてでございます。委員13名中12名の出席をいただき、過半数に達していますので、本協議会が成立いたしますことをご報告させていただきます。

## ○国保主幹

続きまして、ここからは本来ですと会長に進行をお願いするところでございますが、会長及び会長代理の選出がされるまでの間、市長が代理で進行を務めさせていただきます。

齊藤市長よろしくお願いいたします。

## ○市長

はい。それでは会議の進行代理をさせていただきます。

本協議会の会長及び会長代理の選出につきましては、国民健康保険法の施行令の規定により、公益代表の委員より選出することとなっております。

新たな会長、会長代理の選出につきましては、いかがいたしましょうか。

【黒川委員より挙手】

## ○市長

はい。黒川委員。

## ○黒川委員

従来通りに事務局案が良いと思います。

## ○市長

ただいま黒川委員からご意見がありましたが、委員の皆さん、何かご意見ございますか。

【異議なしの声】

## ○市長

それではご異議ないということですので、事務局案につきまして、事務局からお考えをお願いします。

【荒田課長より挙手】

## ○市長

はい。荒田課長。

## ○市民生活課長

はい。私から事務局案でございますが、会長は加藤正春委員に、会長代理は黒川宣夫委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

## ○市長

今事務局案では、会長は、加藤正春委員に、会長代理は黒川宣夫委員にお願いしたいということでございますが、何かご異議やご意見はございますか。

【異議なしの声】

## ○市長

はい。ご異議なしとご意見をいただきましたので、事務局案のとおり、会長は加藤正春委員に会長代理は黒川宣夫委員にお願いいたします。

以上で進行代理の私の役目は終了いたしました。この後は事務局へお返しいたします。

## ○国保主幹

齊藤市長ありがとうございました。

ここで新会長に就任いただきました、加藤委員よりご挨拶をお願い申し上げたいと思います。加藤会長、よろしくお願い申し上げます。

## ○会長

本日は令和7年度第1回熱海市国民健康保険運営協議会を開催するにあたり、猛暑の中も厭わず、皆様方にはお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

ただいま運営協議会の会長に選出されました、町内会長連合会代表、副会長の加藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。先月突然のことで言われまして、もう否応なしにということで、戸惑いもありますけれども、これから令和10年6月30日までの任期の間、会長としての責務を無事に無難に全うできるよう、尽力をする所存でございますので、委員の皆様方始め国民健康保険の運営に携わる皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

さて、我々にとりまして医療保険制度は生活になくてはならない制度でございます。国民の誰もが何らかの医療保険の制度に加入し、病気やけがをした場合には必要な給付が必要とされるいわゆる国民皆保険制度は、世界レベルの平均寿命と、健康医療水準を実現しているとのことであります。国民健康保険もその医療保険制度の1つであります。平成30年度から制度改革により、都道府県が財政運営の責任主体となることで、制度の安定が図られております。

当運営協議会といたしましても、現状をしっかりと認識しながら、今後の取り組みについて国保事業の適正な運営を図られるよう議論していく必要があると思っております。

委員の皆様におかれましては、本日の協議会の円滑な運営と忌憚ないご意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではありますが、挨拶にかえさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

## ○国保主幹

加藤会長ありがとうございました。それでは早速議題に入りたいと存じますが、市長は次の公務があるため、ここで退席をさせていただきます。

## ○市長

加藤会長、黒川会長代理そして委員の皆さん、本日の議題についてどうぞよろしくお願ひします。

【市長退席】

## ○国保主幹

それでは加藤会長はお席のご移動をよろしくお願ひ申し上げます。

【会長の移動と席札の交換（加藤委員→会長、黒川委員→会長代理）】

## ○国保主幹

会長よろしいでしょうか。

## ○会長

はい。

## ○国保主幹

それでは、これからの進行につきましては、会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

## ○会長

それでは、進行役を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、本日の会議の議事録署名人についてですが、慣例により私の方から指名させていただきます。

公益代表から黒川委員と、被保険者代表から寺島委員のお二人とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

## ○会長

それでは第1号議案になります。国民健康保険の制度の概要について、事務局の方ご説明をお願いいたします。

## ○保険年金室長

市民生活課保険年金室長の下田と申します。よろしくお願いいたします。

大変失礼ですが、着座にて説明させていただきます。

それでは、本日お配りしております、横版の資料、令和7年度第1回熱海市国民健康保険運営協議会資料をご覧ください。

今回新たに委員となられた方もいらっしゃいますので、ここではまず法制度の概要や財政の仕組み、また熱海市の状況などをご説明させていただきます。

なお、時間の関係等もありますので、一部簡略化した説明をさせていただく場面もございますが、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは資料をご覧ください。用紙の右下にありますページを振ってございます。

3ページをご覧ください。

国民健康保険制度の概要についてご説明いたします。

国民健康保険制度は、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的としております。

国民健康保険は他の医療保険、協会けんぽや健保組合などの被用者保険や75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度などに加入していないすべての住民を被保険者として、国民皆保険制度の中核を担う制度でございます。

保険者は都道府県と市町村が共同で行っております。平成30年度まで保険者は市町村のみが担っていましたが、制度改正により、平成30年度からは都道府県が財政運営の責任主体とな

り、安定的な財政運営や、効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担うことになりました。そして、給付に必要な費用を全額市町村に交付し、また国民健康保険運営方針を定め、市町村の事務の効率化や広域化を推進していくことになっております。

市町村は、資格管理、保険給付、保険税率の決定、保険税の賦課徴収、保健事業などを引き続き実施することになります。また、被保険者は、各都道府県の区域内に住所を有し、他の医療保険に加入していない方となります。

本市における国民健康保険の業務についてですが、被保険者の資格管理や保険給付、保険税率の決定に関する業務については、市民生活課が担当しております。

次に、国民健康保険税の賦課徴収に関する業務については、税務課が担当しております。

また、データヘルス計画の策定や特定検診、特定保健指導など保健事業に関する業務については、健康づくり課が担当しております。

次に本日の会議である国民健康保険運営協議会についてですが、この会議は、国民健康保険法第11条第2項の規定により、国民健康保険の運営に関する事項のうち、保険給付、保険税、保健事業等について、関係者による必要な意見交換、審議、市町村長への意見の具申等を行う場として設置されております。

構成員としましては、国民健康保険法施行令の規定により、被保険者代表、保険医保険薬剤師代表、公益代表、被用者保険代表となっております。任期は3年となります。

次に、国民健康保険財政の仕組みについてご説明いたします。

国民健康保険事業は、国民健康保険事業特別会計を設けて経理されております。

下段の表にありますように、この特別会計の歳入には、被保険者の皆様が納める国民健康保険税の他、国や県から交付される交付金や補助金、一般会計からの繰入金などが計上されております。歳出には、医療費の保険者負担となる保険給付費、県に納付する国保事業費納付金。その他の事業運営のために必要な経費などが計上されております。

4ページをご覧ください。

国民健康保険税についてご説明いたします。国民健康保険税は、国保事業費納付金の納付に要する費用、その他国民健康保険事業に要する費用に充てるための目的税です。

国保税の賦課方式の表を見ていただきますと、国民健康保険税は所得や資産など、その人の負担能力に応じて賦課される応能割と、収入などに関係なく世帯当たり及び加入人数に応じて一律に賦課される応益割から構成されます。

その下の熱海市の令和7年度国民健康保険税率の表をご覧ください。

国保税には3つの区分がございます。医療分と後期高齢者支援金分、介護分と分かれており、その区分ごとに賦課限度額が決められております。

そして区分ごとに3つの方式、所得割、均等割、平等割で税額が決められております。

熱海市では、令和2年度より資産割を廃止しており、賦課方式としては3方式と呼ばれるものになっております。また、国保税には軽減制度があり、前年の所得が一定以下の世帯は、その所得額に応じて、均等割と平等割が7割、5割、2割のいずれかの割合で軽減されます。

その他にも、世帯内の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことに伴う軽減や、解雇や倒産などの非自発的失業者に係る軽減、また令和4年度からは、未就学児に対する均等割の5割軽減が、令和6年度からは、出産した方の産前産後の保険税、所得割と均等割が一定期間免除される制度があります。

次に5ページをご覧ください。

国民健康保険事業費納付金についてのご説明をいたします。

県の国保特別会計で負担する保険給付費等交付金や後期高齢者支援金等に要するため、県が市町ごとに事業費納付金を算定し徴収をしております。

表は熱海市の事業費納付金の推移のグラフとなっており、棒グラフが事業費納付金の総額、折れ線グラフが被保険者1人当たりの事業費納付金の額となっております。

被保険者数の減少により、納付金総額は年々減少しておりますが、医療費の高度化等の影響により、1人当たりの医療費が増加していることから、1人当たりの納付金が増加しているということがございます。

また市町は、この事業費納付金に要する費用に充てるため、保険料・税を徴収します。

次に6ページをご覧ください。

県が策定した国民健康保険運営方針についてご説明いたします。この運営方針は、国民健康保険法に基づき、県と市町が共同で国民健康保険を安定的に運営するための、基本的な考え方をまとめたものとなります。

計画の内容としましては、表に記載のとおりですが、国民健康保険の医療に要する費用や財政の見通し、市町における保険料の標準的な算定方法に関する事項などを定めております。

重要事項である保険料水準の統一に関しましては、統一の第一段階として、2030年度、令和12年度の納付金ベースの統一を目標に、医療費水準を反映しない納付金算定方法や算定方法移行に伴う財政支援等について、県と市町で十分に協議を行い、目標達成に向けた取り組みを行うこととされております。

そして最終的には、県内すべての市町で保険料率の一本化を目標としております。

次に、賦課方式統一の取り組みのところをご覧ください。

現在、保険料水準統一の取り組みの1つとして、県内市町における賦課方式の統一が進められております。

県の運営方針の中で、県内各市町においては令和9年度までに、医療分、後期高齢者支援金分、介護分とも資産割を使用しない。

医療費分と後期高齢者支援金分は所得割、均等割、平等割の3方式に。介護分は所得割と均等割の2方式に統一することを目標とされております。

熱海市においては、既に令和2年度から資産割を廃止しており、医療分と後期高齢者支援金分については、3方式を採用しておりますが、介護分につきましても、平等割を含めた3方式としていることから、今後、平等割の廃止に向けた税率改正を行っていく必要が生じることとなります。

次の子ども・子育て支援納付金についてですが、令和8年度からの子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、子ども・子育て支援納付金や標準保険税率の算定にあたり、必要となる要件に関する議論が、静岡県と県内各市町の間においてされることとなっており、熱海市においても、静岡県と連携しながら対応を進めているところでございます。

納付金に関する具体的な要件については、現時点では国や県からまだ示されておられません。今後の進捗状況等については、委員の皆様にご報告を申し上げていきたいと考えております。

次に7ページをご覧ください。

ここからは熱海市の国民健康保険の現状についてご説明いたします。

まず世帯数と被保険者数の推移について記載をしております。

被保険者数、加入世帯とも減少しており、令和6年度末において被保険者数は7,661人、熱海市の人口に占める国保被保険者の割合は23.2%となっております。

次に8ページをご覧ください。

こちらは被保険者の年齢構成の推移となっております。

棒グラフの一番上の色の薄い部分が65歳から74歳の被保険者で、構成としては一番多くを占めております。

その割合は、令和2年度の51.3%をピークに徐々に下がっておりますが、令和6年度においても46.6%と依然高い割合を占めております。

次に多いのが40歳から64歳の被保険者で色の濃い部分となっております。こちらについては

37.5%となっております。

次に9ページをご覧ください。

こちらは国民健康保険税調定額の推移となります。

棒グラフが調定総額、折れ線グラフが被保険者1人当たりの調定額となります。

被保険者数の減少により、調定額総額は年々減少しております。なお、被保険者数の減少のペースが、調定額総額の減少ペースを上回っているため、1人当たりの調定額については増加しております。

次に10ページをご覧ください。

こちらは国民健康保険税収納率の推移となっております。

現年課税分の収納率ですが、令和6年度で92.59%であり、この5年間で1.49ポイント上昇いたしました。しかし、右の表にあります県の国保運営方針における保険者規模別の令和6年度の目標収納率である96.19%には届きませんでした。

次に11ページをご覧ください。

こちらは療養給付費の推移となります。療養給付費とは、被保険者が病気やけがをした際に、マイナ保険証や資格確認書を提示することにより、医療費の一部、これを一部負担金と言います、の3割または2割を支払うだけで、医療機関での診療や投薬、手術などの治療を受けることができるようになるものです。

これを療養の給付と言い、一部負担金の残りの費用の7割または8割分を「療養給付費」として国民健康保険が負担しております。

この療養給付費の推移ですが、棒グラフが療養給付費の総額、折れ線グラフが被保険者1人当たりの療養給付費となります。

被保険者数の減少とともに、療養給付費総額は、コロナ禍による受診控えからの反動により増加した令和3年度を除き、毎年減少しておりますが、被保険者1人当たりに換算しますと、被保険者の高齢化や医療の高度化により、近年は30万円を超える状況にあります。

次に12ページをご覧ください。

令和7年度の国民健康保険事業特別会計の当初予算でございます。

予算の方は単位を千円としております。歳入歳出とも45億9,170万円となっております。

令和6年度当初予算と比較しますと、3億2,150万円の減となっております。

歳入減少の主な要因は、被保険者の減少により保険給付費が減少となったことから、県の保険給付費等交付金も減少することによるものでございます。

歳出の減少の主な要因は、保険者の減少による保険給付費の減及び県へ納付する事業費納付金の減によるものです。

また、国民健康保険事業基金についてですが、これは国民健康保険事業の健全な運営に資するため、国民健康保険事業の支払いに不足が生じた場合などに、資金に充てるものとして設置しておりますが、令和7年度予算における基金繰入額は、5,229万2,000円を計上しております。なお、令和7年3月末現在で約12億2,520万円の基金残高を有しております。

説明は以上でございます。

## ○会長

はい。ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局より説明のあった事項につきまして、事前に質問はなかったようですが、この場において何かご質問などがありましたら、どうぞ挙手しておっしゃっていただければと思います。

【質問等なし】

## ○会長

いかがでしょうか。ないようでしたら、議題の（2）その他であります。

今説明いただいたこと以外で、何か協議することやご質問などがありましたら、おっしゃっていただきたいと思っておりますけれど、いかがでしょう。

特によろしいですか。

## ○委員一同

はい。

## ○会長

ありがとうございました。それでは次回の運営協議会の開催について、事務局の方から連絡をお願いいたします。

## ○保険年金室長

はい。次回の運営協議会につきましては、まだ開催の日時が決定しておりません。詳細が決定次第、委員の皆様には事前にお知らせをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

## ○会長

はい。それでは本日の運営協議会はこれにて終了とさせていただきます。委員の皆様、ありがとうございました。

最後に、事務局の方で何かございますか。

**○国保主幹**

長時間、皆様どうもありがとうございました。

事務連絡でございますが、本日お車でいらした方で、市役所の中央駐車場に駐車された方、駐車券の処理がまだお済みでない方がいらっしゃいましたら受付までお申し出くださいませ。

以上でございます。皆様本日は誠にありがとうございました。

**○一同**

ありがとうございました。

**【閉会】** 午後4時13分